雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十一年政令第二百九十六号）の一部を次のように改正する。

第五十七条の二第一項中「平成二十三年八月」を「平成二十四年八月」に、「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に、「二四・七六」を「二四・七二」に、「二一・八〇」を「二一・七七」に、「二〇・五八」を「二〇・五四」に、「一九・六八」を「一九・六五」に、「一八・五七」を「一八・五四」に、「一七・九二」を「一七・八九」に、「一七・六六」を「一七・六三」に、「一六・五九」を「一六・五八」に、「一五・六一」を「一五・五八」に、「一三・九六」を「一三・九四」に、「一二・五六」を「一二・五四」に、「一一・三二」を「一一・三〇」に、「一〇・二二」を「一〇・二〇」に、「九・三五」を「九・三四」に、「八・四九」を「八・四七」に、「七・六四」を「七・六三」に、「六・七七」を「六・七五」に、「五・九二」を「五・九一」に、「五・〇九」を「五・〇八」に、「四・四六」を「四・四五」に、「三・八六」を「三・八五」に、「三・二五」を「三・二四」に、「一・八三」を「一・八二」に、「一・三七」を「一・三六」に、「一・一四」を「一・一五」に改める。

平成十三年四月一日から平成十四年三月三十一日までの日	○・九八
平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日までの日	○・九九
平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日までの日	○・九九
平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日までの日	○・九九
平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日までの日	○・九九
平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日までの日	○・九九
平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日までの日	○・九九
平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの日	一・〇〇

を

平成十三年四月一日から平成十四年三月三十一日までの日	○・九八
平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日までの日	○・九九
平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日までの日	○・九九
平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日までの日	○・九九
平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日までの日	○・九九
平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日までの日	○・九九
平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日までの日	○・九九
平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの日	○・九九
平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの日	一・〇〇
平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの日	一・〇〇

に

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十四年八月一日から施行する。

（経過措置）

2　平成二十四年七月以前の月分の雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第四条の規定による改正前の船員保険法（昭和十四年法律第七十三号。以下「平成二十二年改正前船員保険法」という。）による障害年金及び遺族年金の額、同月三十一日以前の日に係る平成二十二年改正前船員保険法による職務上の事由又は通勤による傷病手当金の額並びに同月三十一日以前に支給すべき事由の生じた平成二十二年改正前船員保険法による障害手当金及び平成二十二年改正前船員保険法第四十二条から第四十二条ノ三まで又は第五十条ノ七に規定する一時金の額（障害前払一時金又は遺族前払一時金の最高限度額を含む。）については、なお従前の例による。

厚生労働大臣　小宮山洋子
内閣総理大臣　野田　佳彦

府令

○内閣府令第五十一号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十九条第一項の規定に基づき、食品衛生法第十九条第一項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十四年七月二十五日　内閣総理大臣　野田　佳彦

食品衛生法第十九条第一項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

食品衛生法第十九条第一項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令（平成二十三年内閣府令第四十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項に次の一号を加える。

四十五　乳児用規格適用食品（食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）第1食品の部A食品一般の成分規格の項の12に規定する乳児の飲食に供することを目的として販売する食品（乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和二十六年厚生省令第五十二号。以下「乳等省令」という。）第二条第一項に規定する乳及び同条第十二項に規定する乳製品並びにこれらを主要原料とする食品であって、乳児の飲食に供することを目的として販売するものを除く。）並びに厚生労働大臣が定める放射性物質（平成二十四年厚生労働省告示第百二十九号）第二号に規定する乳児の飲食に供することを目的として販売する乳等省令第二条第十二項に規定する乳製品を主要原料とする食品の規格が適用される食品をいう。以下同じ。）にあっては、乳児用規格適用食品である旨

第一条に次の一項を加える。

8　乳児用規格適用食品以外の食品にあっては、乳児用規格適用食品である旨の表示又はこれと紛らわしい表示をしてはならない。

第十三条中「乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和二十六年厚生省令第五十二号）」を「乳等省令」に改める。

第十九条の次に次の一条を加える。

第二十条　第一条第二項第四十五号の規定にかかわらず、乳児用規格適用食品であることが容易に判別できる食品にあっては、乳児用規格適用食品である旨の表示を省略することができる。